

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体の役割が年々拡大する中、その実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もるためには、国と地方自治体が十分な協議を行ったうえで、地方財政計画、地方税、地方交付税等のあり方について決定する必要がある。

よって、国会及び政府においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を保障するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、下記の対策を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額については、国と地方の協議の場で十分な協議を経たうえで決定すること。
- 2 多様な財政需要を的確に把握し、それに見合った地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠は、現行水準を確保するとともに、臨時的な財源から、経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化のため、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 5 被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間の終了後も復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保するとともに、復興交付金の採択要件を緩和し、被災自治体がより柔軟に活用できるよう早急に改善すること。
- 6 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税は現行を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員並びに
みんなの党木村彰男議員